

新たな基本計画の検討における国民からの意見・要望の募集 及び現場の声・実態の把握について(案)

1 国民からの意見・要望の募集

(1)募集手段

- ・ 地方農政局等に設置している「食料・農業・農村基本計画推進担当」を募集窓口とし、郵送、FAX、訪問による提出を受け付ける。
- ・ 本省ホームページ内に基本計画への意見募集専用サイトを立ち上げるとともに、地方農政局や地域センターのホームページからもリンクを張る。

(2)募集告知

- ・ 本省及び地方農政局のホームページ、メルマガ、FB(フェイスブック)、農林水産省広報誌など既存の広報媒体を活用するとともに、「フードアクション・ニッポン」のホームページで告知するなど、関係事業とも連携しながら、新たな基本計画の検討に関する情報提供と意見・要望の募集告知を行う。
- ・ 都道府県、市町村、関係団体等に対して、地方農政局等を通じて、積極的に意見・要望の提出の要請を行う。

(3)募集期間

- ・ 意見・要望を効果的に議論に取り入れるため、3回に分けて募集を行う。
 - ①平成26年2月末～4月末 : 基本計画の見直しに着手したことを踏まえ、基本計画全般についての意見・要望
 - ② 7月末～9月末 : 企画部会での検証に関する議論を踏まえた、施策の方向性や目標設定のあり方などに対する意見・要望
 - ③ 12月～27年1月末 : 企画部会での施策の方向性などに関する議論を踏まえた、新たな基本計画に対する意見・要望

2 現場の声・実態の把握

- ・ 農林水産省が実施する「今般の施策の見直しに関する説明会」等、各地で行われる説明会等で把握した現場の声について一元的に集約する。

※ 上記の他、現場の声・実態の把握をする手法について、ヒアリングの場を設定することも含めて検討する。

3 意見・要望及び現場の声の取扱い

- ・ 提出された意見・要望や、把握した現場の声については、適宜、整理した上で、企画部会に「国民からの意見・要望」として提出し議論に活用する。